

食品衛生責任者養成講習会の内容が新しくなりました

食品衛生法の改正により、令和3年6月から全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施することが義務付けられました。

このため、新たにHACCPに沿った衛生管理の内容を追加した6時間の食品衛生責任者養成講習会のカリキュラムが国から通知され、その講習会を修了した者が、食品衛生責任者の資格として認められることになりました。

大阪府では令和2年10月から新カリキュラムでの講習会を始めています。

それ以前に食品衛生責任者になられた方は、大阪府管内では以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

(1)平成10年5月以降に大阪府で6時間の食品衛生責任者養成講習会を修了された方	今後も引き続き食品衛生責任者の資格として認められます。
(2)平成10年4月までに大阪府で4時間の食品衛生責任者認定講習会を修了された方	2時間の食品衛生責任者補充講習会(5,000円)を受講する必要があります。受講後は、6時間の食品衛生責任者養成講習会修了者と同じ修了証が交付されます。 法改正前から営業許可のある施設の食品衛生責任者の方は、その許可の有効期限が満了した後1年間の間に受講してください。
(3)昭和58年9月時点で営業を行っていて、(1)と(2)の講習会を修了していない方	6時間の食品衛生責任者養成講習会(10,500円)を受講する必要があります。 法改正前から営業許可のある施設の食品衛生責任者の方は、その許可の有効期限が満了した後1年間の間に受講してください。
(4)大阪府外で食品衛生責任者の講習会を修了した方	受講した自治体に大阪府から確認し、令和3年6月1日以降も食品衛生責任者の資格として認められる場合は、大阪府管内でも資格として認められます。

受講を希望される方は、(公社)大阪食品衛生協会ホームページにてお申し込みください。

(食品衛生責任者補充講習会の受付は、令和3年6月21日から開始を予定しております)

(公社)大阪食品衛生協会URL：<https://www.ofha.or.jp/enterprise/sekininsya.html>



(講習会申込以外のお問合せ先)※

大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課
食品安全グループ

06-6944-6703 平日 9:00-17:30

もしくは、[府内保健所](#)

※大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市に施設がある場合は、各市の保健所にお問い合わせください。